

平成13年12月18日
公安委員会規則第11号

(目的等)

第1条 この規則は、公安委員会の保有する文書の管理に関して必要な事項を定めることにより、文書の適正な管理を図り、もって公安委員会の事務の迅速かつ適正な処理を図ることを目的とする。

2 公安委員会の保有する文書の管理について、他の法令等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規則において「文書」とは、公安委員会の委員長及び委員並びに警察本部長(以下「本部長」という。)が別に定めるところにより公安委員会の庶務を行う警察職員が、職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られたものをいう。)をいう。

(公安委員会の保有する文書)

第3条 公安委員会の保有する文書は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公安委員会の会議録(公安委員会の会議に提出された文書であって、公安委員会が会議録と併せて保存する必要があると認めたものを含む。)

(2) 警察法(昭和29年法律第162号)第43条の2に規定する事務に関する文書

(3) 警察法第79条に規定する事務に関する文書

(4) 前3号に掲げるもののほか、公安委員会が自ら保有する必要があると認めた文書

(文書の管理の原則)

第4条 公安委員会は、文書を正確かつ迅速に取り扱うとともに、文書を良好な状態で保存し、常にその所在を明らかにしておく等により、文書を適正に管理しなければならない。

(文書の管理体制)

第5条 警察本部に、公安委員会文書管理者(以下「文書管理者」という。)を置く。

2 文書管理者は、本部長が指定する警察職員をもって充てる。

3 文書管理者は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 文書の適正な管理及び管理方法の改善に関すること。

(2) 文書の処理の促進に関すること。

(3) 文書事務に係る連絡調整に関すること。

(4) その他文書の管理に関して必要なこと。

(文書の收受等)

第6条 公安委員会は、受領した文書について、別に定めるところにより、速やかに收受その他の処理をしなければならない。

(文書の作成)

第7条 公安委員会は、事案の処理に当たって意思の決定を行う場合は、文書を作成し

て行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急に処理する必要がある事案、処理の内容が軽易な事案その他やむを得ない理由がある事案については、文書の作成を省略することができる。
- 3 前項の規定により緊急に処理する必要がある事案の処理について文書の作成を省略したときは、事後に当該事案の処理に係る文書を作成しなければならない。

(文書目録)

第8条 文書管理者は、毎年当初に、本部長が別に定めるところにより、文書目録を作成し、公安委員会の承認を得なければならない。

- 2 前項の文書目録は、情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第34条に規定する公文書の検索に必要な資料として、一般の利用に供するものとする。

(文書の保存期間)

第9条 第3条各号に規定する文書の保存期間は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号から第3号までに規定する文書 3年
- (2) 第3条第4号に規定する文書 公安委員会の承認を得て文書管理者が定める期間
- 2 前項の保存期間の起算日は、原則として当該文書を作成し、又は取得した日とする。ただし、これにより難いものの起算日については、別に定める。
- 3 文書管理者は、事務の遂行上必要があると認めるときは、保存期間が満了した文書の保存期間を延長することができる。

(文書の保存の方法)

第10条 文書は、公安委員会が適切に管理し得る場所において、文書以外のものと区別して、適切に保存するものとする。

- 2 文書は、保存期間が満了する日まで必要に応じ記録媒体の変換を行うなどにより、適正かつ確実に利用できる方式で保存するものとする。

(文書の廃棄)

第11条 文書管理者は、保存期間が満了した文書を、別に定める方法により廃棄しなければならない。

- 2 文書管理者は、保存期間満了前に文書を廃棄しなければならない特別の理由が生じたときは、廃棄しなければならない文書の名称、当該特別の理由及び廃棄しなければならない期日を記載した文書により、公安委員会の承認を得て、廃棄することができる。

(監査等に関する文書の特例)

第12条 文書管理者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書については、当該各号に定める期間が経過するまでの間、廃棄してはならない。

- (1) 現に監査、検査等の対象となっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
- (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間

(4) 情報公開条例第5条に規定する公開請求があったもの 同条例第10条に規定する公開決定又は非公開決定（同条例第11条第3項又は第12条第3項の規定により非公開決定があったものとみなされる場合を含む。）の日の翌日から起算して1年間

(5) 個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第15条、第29条又は第37条に規定する開示請求、訂正請求又は利用停止請求があったもの 同条例第20条に規定する開示決定若しくは不開示決定（同条例第21条第3項又は第22条第3項の規定により不開示決定があったものとみなされる場合を含む。） 同条例第31条に規定する訂正決定若しくは不訂正決定（同条例第32条第3項又は第33条第3項の規定により不訂正決定があったものとみなされる場合を含む。）又は同条例第39条に規定する利用停止決定若しくは利用不停止決定（同条例第40条第3項又は第41条第3項の規定により利用不停止決定があったものとみなされる場合を含む。）の日の翌日から起算して1年間

(6) 前各号に掲げるもののほか、当該文書について現に請求、争訟等の対象となっているもの 当該請求、争訟等の処理に必要な期間

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、文書の管理に関して必要な事項は、公安委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（兵庫県公安委員会運営規則の一部改正）

2 兵庫県公安委員会運営規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成18年3月24日
公安委員会訓令第5号抄]

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 [平成18年3月31日
公安委員会訓令第6号]

この規則は、公布の日から施行する。